

平成 20 年 10 月 29 日

官製談合防止法に基づく改善措置要求について

日時 平成 20 年 10 月 29 日（水）午前 10 時 30 分

場所 公正取引委員会事務総局北海道事務所（札幌第三合同庁舎 中央区大通西 12 丁目）

事実 上田文雄札幌市長は、公正取引委員会から、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（以下「法」という。）第 3 条第 2 項に基づく改善措置要求を受けた。

1 改善措置要求の概要

(1) 対象となった契約

平成 15 年 4 月 1 日から平成 17 年 12 月 14 日までに入札により発注された札幌市下水道電気設備工事のほとんどすべて

(2) 公正取引委員会が認定した入札談合等関与行為

下水道局建設部長又は同局建設部施設建設課長（建設局下水道建設部長又は同局下水道建設部施設建設課長）が、工事の入札前に、落札予定者についての意向を落札予定者に示し、入札談合を行わせていた行為（法第 2 条第 5 項第 1 号及び第 2 号該当）

(3) 要求内容

当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じ、公正取引委員会に通知するよう求められた。

2 今後の対応

(1) 行政上の措置

ア 調査を行なう職員の指定（法第 6 条第 1 項）

イ 調査の実施・改善措置の検討（法第 3 条第 4 項）

ウ 調査結果・改善措置内容の公表及び公正取引委員会への通知（法第 3 条第 6 項）

(2) 賠償請求

ア 損害の有無等の調査（法第 4 条第 1 項第 2 項）

イ 調査結果の公表（法第 4 条第 4 項）

ウ （損害あれば）損害賠償請求（法第 4 条第 5 項）

(3) 懲戒処分

ア 懲戒事由の調査（法第 5 条第 1 項第 2 項）

イ 調査結果の公表（法第 5 条第 4 項）

ウ 任命権者の判断による懲戒処分

問い合わせ先

総務局長 生島 211-2103